

環境委員会資料

1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第183号

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

港 湾 局

(令和6年11月21日)

議案第 183 号 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する 条例の制定について

1 改正の概要

港湾振興会館の事務室の利用料金の額を算出する基礎となる面積の端数処理の方法を変更すること等のため改正するもの

2 改正の内容

- (1) 港湾振興会館の事務室の利用料金の額を算出する基礎となる利用の面積に 0.01 平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算することとするもの
- (2) (1) により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるもの

(港湾振興会館の事務室の面積の端数処理の方法)

	改正前	改正後
利用の 面 積	1 平方メートル未満の端数 → 1 平方メートルに切り上げ	0.01 平方メートル未満の端数 → 当該端数を切り捨て

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

4 改正理由

港湾施設の使用料及び利用料金の額を算出する基礎となる面積及び長さの端数処理の方法の変更を踏まえ、港湾振興会館の事務室の利用料金の額を算出する基礎となる面積の端数処理の方法を変更するもの

5 減収見込額

約 1 2 万円

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
○川崎市港湾振興会館条例 平成3年12月25日条例第34号 別表第1（第8条、第9条、第12条、第13条関係） 港湾事務室利用料 <table> <tr> <th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>1月 <u>1平方メートルにつき</u></td><td>3,050円</td></tr> </table> <u>備考 1 利用の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算するものとする。</u> <u>2 港湾事務室利用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</u>	単位	金額	1月 <u>1平方メートルにつき</u>	3,050円	○川崎市港湾振興会館条例 平成3年12月25日条例第34号 別表第1（第8条、第9条、第12条、第13条関係） 港湾事務室利用料 <table> <tr> <th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>1月 <u>1平方メートルまでごとに</u></td><td>3,050円</td></tr> </table>	単位	金額	1月 <u>1平方メートルまでごとに</u>	3,050円
単位	金額								
1月 <u>1平方メートルにつき</u>	3,050円								
単位	金額								
1月 <u>1平方メートルまでごとに</u>	3,050円								